

あなたの専門知識や経験を活かしてみませんか！

～ 国税審判官（特定任期付職員）の募集について ～

国税不服審判所では、弁護士、税理士、公認会計士などの高度な専門的知識や経験等を有する方を国税審判官（特定任期付職員）として募集しています。

1 職務内容

国税不服審判所長に対してされた審査請求に係る事件の調査・審理及び議決書の作成等

2 応募条件

- (1) 弁護士、税理士、公認会計士、大学の教授又は准教授等の職にあった経歴を有する者で、国税に関する学識経験を有すること
- (2) 職務内容を遂行するために必要とされる高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有すると認められること

3 募集の概要

- (1) 採用形態 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下、「任期付職員法」）に基づき、常勤職員の国家公務員として採用
- (2) 採用人数 15名程度
- (3) 採用日 令和2年7月10日（金）（予定）
- (4) 任用期間 採用日から2年間又は3年間（更新の可能性があります。）
- (5) 勤務地 全国の国税不服審判所支部又は支所に配属（転勤の可能性があります。）
- (6) 給与 任期付職員法に基づき支給（年収840万円から1,010万円程度を予定）

4 応募期間等

- (1) 応募期間
令和元年8月1日（木）から10月25日（金）まで（必着）
- (2) 応募方法
国税不服審判所ホームページ（<http://www.kfs.go.jp>）から所定の履歴書をダウンロードし、所要の事項を記入の上、下記の宛先に書面にて提出してください。
なお、資格証明書類も添付してください。
- (3) 選考方法
書類選考及び面接試験により選考します。
面接試験は、令和2年1月中に国税不服審判所において実施予定です。

国税不服審判所ホームページの「採用情報」ページに具体的な募集内容等を記載した募集要項、現職の国税審判官（特定任期付職員）からのメッセージなどを掲載しています。是非、ご覧ください。



《書類の提出先・お問い合わせ先》

国税不服審判所 管理室 総務係

〒100-8978 東京都千代田区霞が関 3-1-1（財務省本庁舎4階）

TEL 03-3581-4101（代表）